



小田原労働基準監督署発表
令和元年8月9日

担当
小田原労働基準監督署
安全衛生課長 平野 徹
(電話) 8:30~17:15 0465-22-7151

報道関係者 各位

建設業及び陸上貨物運送事業に対する労働災害撲滅緊急要請について

小田原労働基準監督署（署長 千葉 幸則）は、管内の建設業及び陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業を併せた業種）において、休業4日以上労働災害が多発しているため、労働災害防止団体の長に対し、労働災害撲滅のための緊急要請書を交付することにいたしました。緊急要請の日時や場所等は、次のとおりです。

- 1 日 時 令和元年8月23日(金) 10:00~
- 2 場 所 小田原労働基準監督署 1階会議室
(所在地:小田原市浜町1-7-11)
- 3 出席者 建設業労働災害防止協会 神奈川支部 小田原分会長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 小田原分会長
- 4 内 容 上記3の分会長に対し、管内の建設業及び陸上貨物運送事業における労働災害発生状況を説明した上で、署長名の緊急要請書を交付します。

<労働災害発生状況のポイント>

- 1 令和元年の労働災害発生件数（1月から7月の速報値）は、建設業は20件で、前年同期に比べて8件と、大幅に増加しており、7月22日には**死亡災害**が発生しています。この20件の災害について、事故の型別に見ると、墜落・転落災害が8件と、最も多く発生しています。また、昨年11月、**2件の死亡災害**が発生しました。これらの災害においては、いずれも、墜落防止措置が講じられていませんでした。（別添1~別添3参照）
- 2 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業で11件（前年同期比プラス7件）、陸上貨物取扱業で15件（前年同期比プラス10件）、合計26件となっており、前年同期に比べて17件と、大幅に増加しています。道路貨物運送業で発生した11件の災害のうち、7件は、貨物自動車運転者等が荷主等の構内等で荷役作業を行っているときに発生しています。また、陸上貨物運送事業全体について、災害発生状況を事故の型別に見ると、「動作の反動、無理な動作」によるものが10件と、最も多く発生しています。（別添4参照）

<緊急要請のポイント>

- 1 建設業において、特に、墜落・転落災害の防止に重点を置きます。
- 2 陸上貨物運送事業において、特に、貨物自動車運転者等の荷主等の構内等における荷役作業中の災害、及び動作の反動・無理な動作による災害の防止に重点を置きます。

<報道機関の方へ(取材対応について)>

8月23日の緊急要請は、公開いたします。当日は、要請書の交付後、担当官が個別の取材にお答えいたしますので、是非、取材にお越しいただきますよう御検討ください。